

第10回八街市農業委員会総会

平成24年10月22日
八街市農業委員会

平成24年第10回農業委員会総会

平成24年10月22日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央 | 8. 鈴木勝雄 | 16. 中川利夫 |
| 2. 立崎義久 | 10. 栗原十三男 | 18. 石井とよ子 |
| 3. 武藤 功 | 11. 関口芳秀 | 19. 関端 旭 |
| 4. 宮部 操 | 12. 小山優一 | 20. 菅野喜男 |
| 5. 赤地達雄 | 13. 飛田育男 | 21. 三須裕司 |
| 6. 内藤富夫 | 14. 瀬山哲信 | 22. 川野 繁 |
| 7. 林 和弘 | 15. 井口政直 | |

2. 欠席者

- | | |
|---------|----------|
| 9. 岩品要助 | 17. 井野 基 |
|---------|----------|

3. 事務局

- | | | | |
|------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 藤崎康雄 | 主 査 補 | 山内裕義 |
| 主 査 | 菅沼邦夫 | 主 査 補 | 山浦美江子 |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

○川野会長

平成24年度第10回の総会にあたりまして、皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。何か予報によりますと、今日は雨と風が大分強くなるというような予報が出ているようでございますけれども、大事にならなければいいなと思っております。来年、次期農業委員選挙が平成26年度ですけれども、そのときにあたって、市の行革の方から、人員の削減ということが来ております。今回、ちょうど事務局の方で決済いたしましたけれども、来ておりますので、皆さんに一応、来年中に何らかの方向で結論を出さなければと思っております。よろしくお願いいたしたいと思っております。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で7件、農用地利用集積計画の承認4件、農地法第18条第6項の規定による通知2件、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知4件、合わせまして総件数で17件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は20名です。委員の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、井野委員、岩品委員より、欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

○藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

9月27日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、出席委員、宮部委員、小山委員出席により現地調査を実施いたしました。なお、副会長、急遽都合によりまして欠席となっております。

同じく9月27日、木曜日。午後1時30分から農業者年金加入推進部長研修会が千葉市で開催されまして、川野会長、それから、私が出席いたしました。

10月5日、金曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、出席委員、関端部長、赤地委員、飛田委員出席のもと実施いたしました。

10月16日、火曜日。午後2時から八街市都市計画審議会が市役所の総合保健福祉センターで開催されまして、川野会長が出席しております。

同じく10月16日、火曜日。午後1時30分から部会の現地調査。

それから、10月18日、木曜日。午後1時30分から部会の面接調査ということで、出席委員は三須副会長、鈴木部長、関口副部長、栗原委員、菅野委員、瀬山委員出席のもと実施いたしました。

同じく10月18日、木曜日。午前10時からブロック別の農業委員研修会が成田市で開催されまして、川野会長以下、委員13名が参加いたしました。

以上でございます。

○川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号10番の栗原委員、11番の関口委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

この案件は部会案件で、農地部会第2班に担当していただきました。班長の関口副部長から説明願います。関口副部長、お願いいたします。

○関口副部長

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地部会第2班。区分売買、所在八街字松ヶ崎、地目畑、面積1万3千884平方メートルほか1筆、2筆の合計1万9千474平方メートル。権利者事由、新規農業経営をしたい。義務者事由、農業経営を廃止したため、売却したい。

では、これについての面接調査を発表いたします。

農地法第3条、許可申請に関わる面接調査の報告をいたします。

4番、個人で農業経営を始めようとする理由は何か。茨城にある農業生産法人で経営に6年ほど携わってきて、農業に興味を抱き、自分でも農業をしたいと思ったためです。

5番、当該農地を選定した理由は何か。まとまった農地で自宅からの高速道路も交通の便がよいため。

6番、農業経営の計画について、農業形態について専業、兼業どちらか。兼業農家でやりたいそうです。

6-2番、農業機械等の所有状況。現在はリース、トラクター1台、耕運機1台、トラック1トン1台。現在はリースしていますが、いずれは購入する予定です。

保管場所について。敷地内にビニールハウスの倉庫を設置し、施肥をきちんとするそうです。

農作業従事者について。世帯員4人うち労力が3名、雇用1人。

年間農作業従事日数。権利者200日、家族、妻150日、長男60日。雇用人が200日。

農業知識、経験について。農業生産法人の協力を得ながら行っていく。6年前から農業生産法人に関わってきたそうです。

申請地の営農計画について。1、住居から申請地までの距離及び時間等について。距離36キロメートル、時間40分から50分。交通手段は車。

2、農地復元及び作付計画について。農地の復元計画について、現在は荒地になっているので、草刈り後、ソルゴーなどを作り、堆肥を散布し、天地返しを行いながら、3年ないし5

年間の期間で、土づくりをしたいそうです。

作付計画について、青シソ、トヨシロ、小松菜、ホウレンソウ、通年はベビーリーフというものを作っていきたいそうです。

出荷先については、一部JA、もう一部は、現在自分が携わってきた農業生産法人、それから有機野菜専門の販売先があるそうです。そちらを利用したいそうです。

その他、参考事項として、現在、屋敷ごと購入されるそうです。その屋敷に入るまでの間、舗装になっておりますので、これは撤去しながら農地に復元するそうです。

既存の住宅は取り壊し、作業所は使用できるものは残す。境界については、農地法の許可後に隣接土地所有者と確認を行う。

堆肥を乗せる場合、近隣に悪臭被害が出ないように注意をすること。また、買った土地、できないからということで、現在のように耕作放棄地にしないようにという注意をいたしました。

以上のことから、農地部会第2班としては、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

事務局の説明を願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字大池、地目畑、面積2千374平方メートルのうち764.53平方メートル。転用目的、長屋住宅1棟用地。転用事由、アパート経営により安定した収入を得たい。以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番は、私の担当でございますので、私から報告いたします。

議案第2号1番について、調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約500メートルに位置しております。開発の道路に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途地域に指定された区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は長屋住宅建設ということでございますが、申請面積は764.53平方メートルであり、面積においては妥当と思われまゝ。資金については、全て借入金で賄う計画となっております。

次に、隣接に対する被害防除計画が、計画ではコンクリートブロックを設置し、用水は市営水道、雨水は敷地内処理、汚水については公共下水道に接続する計画になっております。

隣接農地所有者には、建設会社の社員が説明済みということで、確認したところ、確かに聞いてみると、特に問題はないとのこと。

また、申請地は、土地改良受益地ではありません。

権利者はアパートを建築し、安定した収入を確保したいとの理由もあり、必要性については認められ、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準とも、何ら問題ないものと思われまゝ。

以上、調査報告を終わります。

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号2番についてを議題といたします。

この案件は、部会案件で農地部会第2班に担当していただきました。班長の関口副部長から説明願います。関口副部長、お願いいたします。

○関口副部長

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について報告をいたします。

番号2、所在八街字藤株、地目畑、面積593平方メートルほか2筆、合計1千779平方メートル。転用目的、貸資材置場用地。転用事由、土木工事業を営む会社から資材置場として貸してほしいとの要望があったため、当該申請地を資材置場として整備して貸し付けたい。

では、この面接調査結果を報告いたします。

調査委員は、農地部会第2班、三須副会長、鈴木農地部長、地区担当委員、農地部会第2班の委員でした。事務局より菅沼主査と森主査補に出席していただきました。

まず、4番目、借受人の主な事業内容、主に官公庁の仕事をしております。土木工事一般。

5番目、権利者が申請農地を転用する理由、相続で引き受けたが、会社員であるため、農業はできないため。

建設会社の概要。年商1億6千万円、従業員17名、パートはなし。保有車両17台、内訳として社用車5台、トラック7台、重機5台。

事業計画、土地利用計画は、貸資材置場用地としてです。

申請地選定の理由、権利者と借受人が知人だったため、お願いしたそうです。

必要性、今後、八街や成田方面の仕事を拡大するため、アクセスのよさから選んだそうです。

8番、既存施設について、あります。それはそのまま使うそうです。

ちなみに、既存の施設は佐倉にあるそうです。

9番、造成及び排水処理計画について、造成工事内容、申請地内に遊水池を設け、汚水処理をする。2番、排水処理計画、上記により敷地内処理とする。

資金計画は自己資金。隣接農地に対する同意状況及び被害防除対策について、同意状況は隣接農地がないので、しておりません。全部自分の土地だそうです。

資材置場以外に利用しない旨の確約書については、確認済みです。

その他、確認事項について、周りに住宅地が多いので、騒音などの対策、早朝や夜遅くの荷降ろし等には気を付ける。

それから、指名登録は印旛土木、酒々井町と八街市に登録してあるそうです。

それから、資材置場として永久的に使用することの確認をいたしました。

通学時間帯の対策、置場の施設は徹底する。

以上のことを慎重審議した結果、農地部会第2班としては、許可相当と判断しました。

以上です。

○川野会長

班長の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての1番から3番を議題いたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在雁丸字雁丸尾余、地目畑、面積38平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積87平方メートル。転用目的、進入路用地。転用事由、現在、自宅への進入路の幅員が狭く、トラックの出入りに支障があり、また、緊急車輛が通行できないため、当該申請地を進入路として拡幅したい。

なお、本件は議案第3号2番に関連しております。

番号2、区分売買、所在雁丸字雁丸尾余、地目畑、面積31平方メートル。転用目的、進入路用地。転用事由、現在、自宅への進入路の幅員が狭く、トラックの出入りに支障があり、また、緊急車輛が通行できないため、当該申請地を進入路として拡幅したい。

なお、本件は議案第3号1番に関連しております。

番号3、区分賃貸借、所在東吉田字小山向、地目山林現況畑、面積7千288平方メートルのうち1千327.56平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、特別養護老人ホームを運営しているが、施設の増築により利用者が増加し、駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として利用したい。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、中川委員、お願いいたします。

○中川委員

それでは、議案第3号1番、2番、関連しておりますので、一括で報告させていただきます。

初めに、番号1の義務者と番号2の義務者は兄弟です。義務者は相続で得た土地であります。申請地は市役所より北へ約3.5キロメートル、カインズの東側、約500メートルのところに位置します。

進入路を申請した理由は、先ほど申しましたけれども、トラック2トン車が農産物の出荷の際に出入りが困難である。また、自宅において家族がけがをし、救急車を依頼したとき、進入できなかったことがあったためとのことです。

面積は番号1の義務者が87平方メートル、番号2の義務者が31平方メートル、合わせて118平方メートル。資金は自己資金、排水は既存側溝へ流す。防除対策はコンクリートブロックにて農地への雨水の流出防止とする。

特に問題はないと思います。

以上で報告を終わります。

○川野会長

3番は、井口委員、お願いいたします。

○井口委員

議案第3号、番号3。第5条の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から南へ約3.5キロメートルに位置し、市道

からの進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの5のBに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は権利者である社会福祉法人の従業員用の駐車場用地ということですが、申請面積が1千327.56平方メートルであり、面積は妥当と思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄う計画になっております。

申請地には、小作人等の権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接する農地に対する被害防除対策ですが、申請地は隣接農地よりも低い位置にあり、雨水の流出等も発生しない構造になっております。

権利者である社会福祉法人は、隣接地で老人ホームを営んでおり、増築にしたがい従業員用の駐車場が手狭なこともあり、必要についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

ないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番と2番は関連でございますので、一括で、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号4番についてを議題といたします。

この案件は部会案件で、農地部会第2班に担当していただきました。班長の関口副部長から説明願います。関口副部長、お願いいたします。

○関口副部長

では、農地部会第2班の面接調査を報告いたします。

議案第3号4番、区分一時転用、所在八街字立合松東、地目畑、面積1万5711平方メートルのうち3千738.93平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積4千108.86平方メートル。転用目的、土砂等利用による農地造成。転用事由、申請地は傾斜地のため、耕作が

困難なため、造成により耕作しやすい畑にしたいということで、一時転用期間は許可後から平成25年7月31日までを予定しております。

では、面接調査の結果を報告いたします。

担当委員は、第4条と同じ人員でした。そのほか、環境課と農政課より出席していただきました。

4番として、権利者の申請地を埋立事業として選定した理由。義務者と知り合いで、農地に種をまいても流れてしまうということから、農地を平らにしてほしいという依頼があったから。義務者は農地造成、埋立を行う理由及び埋立後の土地利用計画について。理由、後継者はいますが、まだ初心者のため、傾斜地では耕運機などの作業は危険でもあり、やりやすくしたいために埋立をしたいそうです。

土地利用計画、平らになった後は、スイカ、ニンジンを作付ける予定です。1年ほどならし期間をおいて土づくりをしたいそうです。

権利者の事業内容、土木工事全般、本社は埼玉で営業所は芝山に置いてあるそうです。

会社の概要については、年商1億5千万円、従業員数6名、パートはなし。保有車輛7台、社用車2台、トラック3台、重機2台。

埋立工事の事業経歴及び事業実績について。埼玉県内の許可案件が中心で、市の許可、最近では流山市の許可をいただいて、2件ほどやっておるそうです。大きな事業では、栃木県の許可、埋立も手がけたそうです。

資金計画について、自己資金。事業計画について、掘削の深さ及び盛土、覆土の高さについて、掘削は1.5メートル、土砂を1.5メートルほど入れて、その上に作土をかぶせるということです。

2番、排水計画については、自然浸透。

3番、隣接農地に対する被害防除対策について、ほとんどが自分の所有地であり、北側が山林で傾斜になっておりますが、間隔が十分あるため大丈夫かと思っております。

4番、隣接農地所有者からの同意状況、同意は得ています。

5番、近隣住民に対する事業説明状況について、区長、また地区担当の農業委員に説明をしております。

県道より申請地までの住民に、これから挨拶をする予定であるそうです。

その他、確認事項については、進入路のとり方、最初と少し進入路の形態が違っておりますので、事務局確認の結果、義務者が承認いたしました。

法面も上部に堰堤を作ると、逆に水がっぱいたまって、一気にあふれてしまう危険性があるので、専門家の指導を受けながら、これから検討しながら注意深く工事をするそうです。

雨水対策を考えてきてもらうということで、農業委員会農政課に連絡をとるよという確認をいたしました。

以上のことから、農地部会第2班としては、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第3号4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。
会議中ですが、ここで、10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時20分

○川野会長

会議を再開いたします。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。
事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてですが、本件につきましては、平成24年10月17日付で八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、ご説明いたします。

番号1、所在東吉田字和田、地目畑、面積952平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規でございます。

番号2、所在東吉田字堂ノ前、地目田、面積1千826平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規でございます。

番号3、所在八街字松富、地目畑、面積2千667平方メートル。ほか2筆、計3筆の合計面積5千90平方メートル利用権の種類は賃貸借。期間は7年、新規でございます。

番号4、所在八街字笹引、地目畑、面積1万777平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積2万1千969平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定でございます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、本件は農地法第3条の規定により許可を得て、賃借権の設定をした農地について、解約の申し入れ、または解約を行った場合、本件の農地法第18条第6項の規定に基づき、農業委員会にその旨の通知を行うこととされているものでございます。

それでは、ご説明いたします。

番号1、所在東吉田字堂ノ前、地目田、面積1千826平方メートル。合意の成立日、平成24年9月20日。土地引渡時期、平成24年9月20日。

番号2、所在東吉田字和田、地目畑、面積952平方メートル。合意の成立日、平成24年9月20日。土地引渡時期、平成24年9月20日。

以上です。

○川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、所在雁丸字雁丸尾余、地目畑、面積991平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積3千619平方メートル。合意の成立日、平成24年9月4日。土地引渡時期、平成24年9月4日。

番号2、所在雁丸字雁丸尾余、地目畑、面積330平方メートル。合意の成立日、平成24年9月4日。土地引渡時期、平成24年9月4日。

番号3、所在雁丸字雁丸尾余、地目畑、面積2千928平方メートルうち1千500平方メートル。合意の成立日、平成24年9月4日。土地引渡時期、平成24年9月4日。

番号4、所在八街字松富、地目畑、面積2千667平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積5千90平方メートル。合意の成立日、平成24年9月1日。土地引渡時期、平成24年9月1日。

以上です。

○川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

以上で、本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

その他に移ります。事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○菅沼主査

その他として、先月の総会でご質問のありました、廃プラスチック回収日に持ち帰りとなった物の処理について、農業委員会長と八街市廃プラスチック対策協議会事務の担当課である農政課長と協議した結果をご報告いたします。

本年7月に農家組合を通じて、廃プラスチック回収の新しいルールをご案内したとおり、平成23年3月に展帳されていた使用済みビニールについては、洗って梱包する・特に土の部分は水洗いをするとなっているので、回収時に1時間あたり0.23マイクロシーベルトを超える放射線が検出された場合には、あくまでも個人で洗浄をお願いします。

また、本年2月に千葉県園芸用プラスチックリサイクルセンターの排出土から高い濃度の放射性物質が検出されたことに伴い、受入を停止した経緯もあり、土を取り除いていただかないと、全体に影響してしまいますので、再び施設を停止させないためにも、是非、ご協力をお願いします。

以上です。

○藤崎事務局長

閉会を宣す。（午後4時30分）

議事録署名人

議 長

1 0 番

1 1 番